

町政だより

平成29年度 根室管内町職員採用資格試験のお知らせ

この試験は、根室管内町職員『一般事務職』『保育士』『技術職(建築)』『技術職(土木)』『水道技術職』の採用資格試験です。

1 試験区分及び職務内容

| 試験区分 | 職務内容 |
|----------------|---------------------------------------|
| 一般事務職 | 町長部局、教育委員会、議会事務局など、様々な分野で幅広い業務に従事します。 |
| 保育士 | 幼稚園及び保育園に関する業務に従事します。 |
| 技術職 (建築・土木) | 町長部局、教育委員会等に勤務し、建築・土木行政事務に従事します。 |
| 水道技術職 | 水道専門的技術に関する業務及びこれらに関連する行政事務に従事します。 |

2 受験資格

(1)一般事務職及び水道技術職

- ①初級試験は、短大卒業程度及び高校(専門学校を含む。)卒業程度の学力を有する方とし、平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方。ただし、大卒程度の学力を有する方は除きます。
- ②上級試験は、大学卒業程度の学力を有する方とし、平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方。

(2)一般事務職(身体に障がいのある方)

- ①前記(1)①②の年齢条件を満たし、身体障害者手帳の交付を受けている方で、自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な方、かつ、活字印刷文による出題に対応できる方。

(3)保育士

- ①前記(1)①②の年齢条件を満たした方で、保育士の資格を有する方、あるいは資格取得見込みの方。

(4)技術職(建築)

- ①前記(1)①②の年齢条件を満たした方で、建築系学科を修了した方、あるいは修了見込みの方。

(5)技術職(土木)

- ①前記(1)①②の年齢条件を満たした方で、土木系学科を修了した方、あるいは修了見込みの方。

(6)日本の国籍を有しない方、または地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

<地方公務員法第16条の抜粋>

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

- ・初級試験(高卒程度)：教養試験、専門試験(技術職のみ)、作文試験及び事務適性検査
- ・上級試験(大卒程度)：教養試験、専門試験(技術職のみ)、論文試験及び事務適性検査

(2) 第2次試験

- ・第1次試験の合格者について面接試験等を行います。

4 試験期日、試験会場及び合格発表

(1) 第1次試験は平成28年9月18日(日)午前9時から行い、試験会場は中標津町役場とします。

(2) 第1次試験の合格発表は、平成28年10月14日(金)に、受験番号を根室管内各町役場庁舎ロビー又は庁舎前掲示板、各町ホームページに掲示します。又、合格者に直接通知します。

(3) 第2次試験は平成28年10月下旬～11月上旬に採用予定町で行います。

5 受験手続及び受付期間(期日厳守)

(1) 申込書は、根室管内各町役場総務課にてお受け取りになれます。また、各町役場又は根室町村会に郵送請求もできます。

郵送による場合は、封筒の表に「職員試験申込書請求書」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封して下さい。

(2) 申し込みは、平成28年7月4日(月)から平成28年8月12日(金)まで受付ます。

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日は除く)

※ 郵送による申し込みの場合は8月12日までの消印のあるものに限ります。

6 採用予定町、職種及び採用数

| 職種 町名 | 一般事務職 | 一般事務職 (身体に障がいのある方) | 保育士 | 技術職(建築) | 技術職(土木) | 水道技術職 |
|----------|-------|-----------------------|-----|---------|---------|-------|
| 別海町 | 5名 | 1名 | — | — | — | — |
| 中標津町 | 9名 | 1名 | 2名 | 1名 | 1名 | — |
| 標津町 | 6名 | — | — | — | — | — |
| 羅臼町 | — | — | — | — | — | 1名 |
| 計 | 20名 | 2名 | 2名 | 1名 | 1名 | 1名 |

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

7 お問い合わせ・申し込み

受験手続、その他のお問い合わせは、根室管内各町役場総務課又は、根室町村会へお尋ね下さい。

| 団体名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|-------|----------|---------------------------|--------------|
| 別海町 | 086-0205 | 別海町別海常盤町 280 番地 | 0153-75-2111 |
| 中標津町 | 086-1197 | 中標津町丸山 2 丁目 22 番地 | 0153-73-3111 |
| 標津町 | 086-1632 | 標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号 | 0153-82-2131 |
| 羅臼町 | 086-1892 | 羅臼町栄町 100 番地 83 | 0153-87-2111 |
| 根室町村会 | 087-8588 | 根室市常磐町 3 丁目 28 番地(根室振興局内) | 0153-22-2369 |